

京都駅周辺エリアにおける「地域×アーティスト交流支援事業」に係る業務 仕様書（提案用）

1 委託業務名

京都駅周辺エリアにおける「地域×アーティスト交流支援事業」に係る業務

2 履行期間

契約の日から令和6年3月31日まで

3 委託料上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を踏まえ、履行期間中に本業務内容の変更・中止等があった場合は、契約変更を行い、委託料を減額する場合があります。

4 業務の目的

本市では、平成27年3月に「京都駅西部エリア活性化将来構想」を、平成29年3月に「京都駅東南部エリア活性化方針」を、平成31年3月に「京都駅東部エリア活性化将来構想」を策定し、これらの3つのエリア（以下「各エリア」という。）の活性化に向けて、様々な取組を実施している。

これまでの各エリアにおける取組により、京都駅周辺の活性化が着実に前進している中、今後は、各エリアの特性を活かした個別の取組を継続しながら、各エリアが連携することにより、更なる地域の活性化と新たな賑わいを生み出し、文化を基軸とした創造的で持続したまちづくりにつなげるため、京都駅周辺を一体としてエリアの連携を促す取組を展開する。

※ 京都駅西部エリア、東部エリア、東南部エリアそれぞれの対象範囲やまちづくりの方向性等については、提案募集要項の5(2)に掲げる将来構想等を参照すること

5 委託業務内容

以下の委託業務（以下「本業務」という。）の実施に当たり、以下の事項を含み自由に提案すること。

(1) 地域住民に身近な場所での芸術活動・交流の場づくり

地域の身近な場所を活用した作品等の展示・発表や、エリア横断的な企画など、文化芸術を通じて学生やアーティストと地域や事業者等との交流促進に資する取組を実施する。

【提案に当たっては、以下の観点に留意すること】

ア 地域の方が訪れやすい飲食店や公共施設などにおける作品展示や演奏会の取組

イ 地域のイベントや文化芸術活動と連携した取組

ウ 通りや区など縦横のつながりを活かしたエリア横断的な取組（1～2回程度）

エ 市内の芸術系大学や学生、本市にゆかりのあるアーティストとの連携

※ア、イの取組として、全エリアで20～30回程度

(2) 地域向け広報誌データの制作

上記(1)の取組や京都駅周辺で実施される地域の文化芸術活動等を主な内容とした広報誌データを以下の条件を下に制作し、印刷業者にデータを納品する。

- ・発行 年間2回（10月頃、3月頃）
 - ・仕様 タブロイド判4ページ、2つ折り、両面オールカラー、紙質ハイネニューズ
- ※広報誌のネーミングも含めた提案とすること。

※広報誌の配布は市民しんぶん下京区版への挟み込み（約42,000部）の他、ポスティング（約8,000部）を想定

(3) 印刷等に係る費用の支払業務

印刷業者等に作成費用を支払う。以下、1回あたりの金額の見込み。

内容	金額（見込み）
市民新聞版挟み込み版印刷費用	370,000
ポスティング版印刷費用	140,000
音声版制作	80,000
点字版制作	30,000

※印刷業者等は本市の市民しんぶん関連契約業者を指定

(4) 企業等へ協賛・寄付・協働企画等の働きかけ

将来的に当該事業を継続性のあるものにするため、上記(1)(2)の業務実施にあたり、企業等へ協賛・寄付・協働企画等の働きかけを積極的に行い、業務に活用すること（協賛等に係る収入は受託者の収入とするが、その内容・金額については必ず事前に本市と調整すること。）。

※ 提案に当たっては、発行済の「京都駅東部エリアのカルチャーを発信。『5 TO 9』」を御確認いただくほか、これまでの取組や動きを把握したうえでの提案をお願いします。

京都駅東部エリアの活性化について

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/56-20-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)

6 成果物

次に掲げる成果物を、本業務終了後30日以内に、京都市に提出すること。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 業務完了届 | 2部 |
| (2) 業務終了報告書 | 2部 |
| (3) 本業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 | 一式 |
| (4) 上記(1)及び(2)に係る電子データ | 一式 |

7 本業務の実施条件

本業務の実施に当たり、受託者は次の事項を守って行うこと。

- (1) 本仕様書、企画提案書に基づき、業務を行う。
- (2) 本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえ、本市及び国の指針に従い業務を行うとともに、本業務内容の変更などに即応できる体制を構築しておくこと。
- (4) 本市担当職員と十分な連絡を取り、本業務を進めること。主要な方針等については担当職員と協議を行うこと。また、本市が会議等への出席等を要請した場合には、即応できる体制を構築しておくこと。

8 その他

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

(5) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、本業務の遂行に当たり、本市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。